

内閣総理大臣 安倍晋三 様
厚生労働大臣 田村憲久 様
財務大臣 麻生太郎 様
復興大臣 根本匠 様

2014年1月31日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

東日本大震災特定被災区域等に対する国による窓口負担と保険料の 全額免除復活と遡及適用を求める要請

前略 国民医療と被災地の医療確保にご尽力されておられますことに敬意を表します。

さて、東日本大震災特定被災区域等に対する国による窓口負担・保険料全額免除は2012年2月末で被用者保険が打ち切れ、2012年9月末で国保・後期高齢者・介護が打ち切られました。現在では、国保・介護について免除額が3%を超える市町村についてのみ免除費用の8割を国が補助。後期高齢者医療は、免除額が1%を超える市町村についてのみ免除費用の8割を補助しています。

免除を継続するためには、被災した自治体が厳しい財政の中から費用を捻出しなくてはならず、被災者の多い宮城県では2013年2月末で免除を打ち切ってしまいました。岩手県では免除を継続していますが、福島県で免除を継続しているのは3市町のみです。

免除を打ち切った市町村では、受診抑制がおき、必要な医療・介護が受けられない人が増加しています。

復興庁発表でも、昨年11月14日現在で避難者は27万人を超えています。また、昨年9月時点で復興住宅は1.9%、水道の復旧率は89%、農地63%、漁港37%の到達です。雇用状態は依然として厳しく、復旧・復興には多くの負担が必要です。

被災者等の要求を受けて、医療費が震災前より3%以上増えた市町村国保に対する支援が一部改善されましたが、これでは全く不十分です。

安倍首相は「復興を加速させる」と発言しましたが、そうであるならば、免除の継続を自治体や保険者負担に任せるのではなく、震災前の生活に戻るまで国による全額免除を復活・遡及適用することが必要です。

政府は、東日本大震災の復興財源に充てる復興特別法人税を1年前倒しし、2014年3月末に廃止する方針ですが、復興特別法人税の前倒し廃止をやめれば財源は十分にあります。

こうしたことから全国保険医団体連合会では、東日本大震災特定被災区域等に対する国による窓口負担・保険料全額免除の復活・遡及適用など下記事項の早急な実施を求めるものです。

記

- 一 被災者の国保、後期高齢者、介護保険の保険料や一部負担金免除に対する国の負担を2012年9月以前の取扱いに戻して遡及適用し、被災前の生活に戻るまで継続すること。
- 一 被用者保険についても、被災前の生活に戻るまで一部負担金免除等を復活・遡及適用するよう、必要な対策を講じること。
- 一 東日本大震災の復興財源に充てる復興特別法人税の廃止をやめること。